

[第5期]

大東市

地域福祉計画

概要版

みんなで支える 笑顔あふれる
地域共生社会

令和6(2024)年3月

大東市



計画策定の背景と趣旨

- 社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。
- これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスに加えて、地域住民や地域活動団体等と協働して地域全体で課題の解決に向けた取組を進めることが求められています。
- 本市でも「地域福祉」に関する取組を一層推進し、地域住民同士の助け合い・支え合いの心による生活の質の向上と、すべての人がいつまでも安全・安心に住み続けられる地域の実現をめざす必要があります。
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組を示す本計画を策定することで、地域住民同士の助け合い・支え合いの心による生活の質の向上と、すべての人がいつまでも安全・安心に住み続けられる地域づくりに努めます。

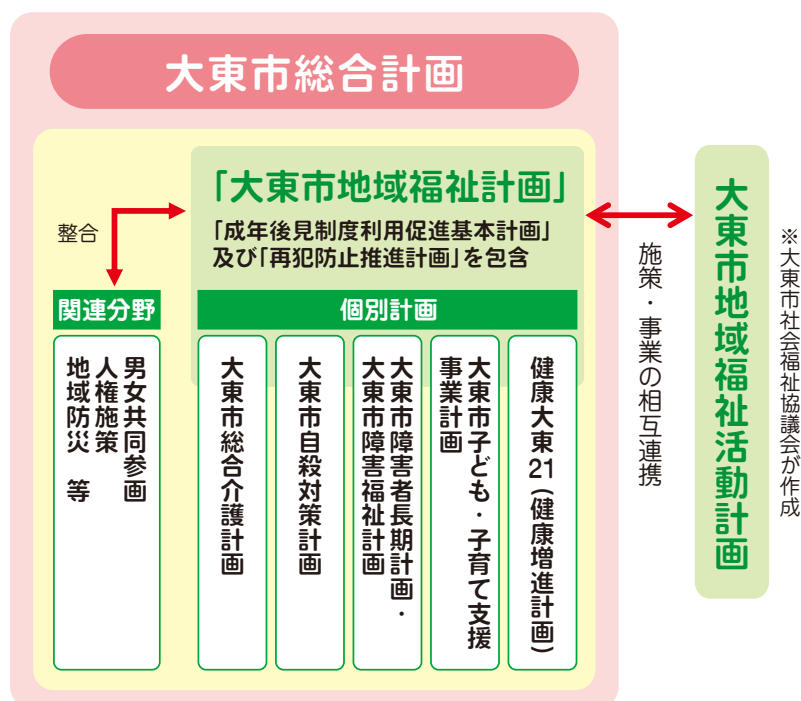
計画の位置づけと期間

- 「地域福祉計画」は、総合計画の最上位計画がめざす将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する分野別計画（高齢者、子ども、障害者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

なお、「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画ですが、実効性の観点から、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「再犯防止推進計画」を包含して一体的に策定します。

- 計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

◆ 計画の位置付け ◆

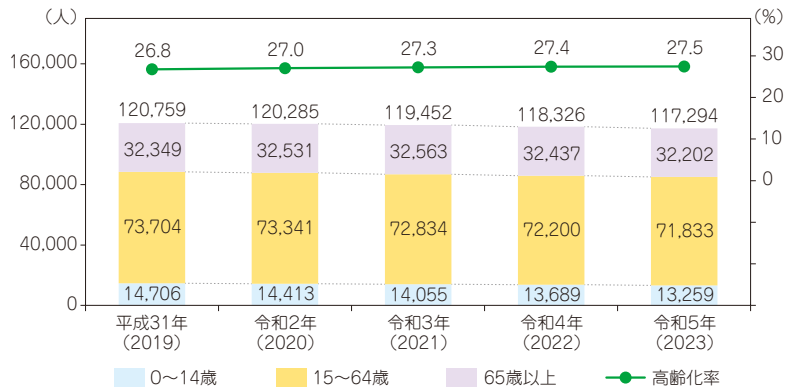




市を取り巻く現状と課題

(1) 人口の推移

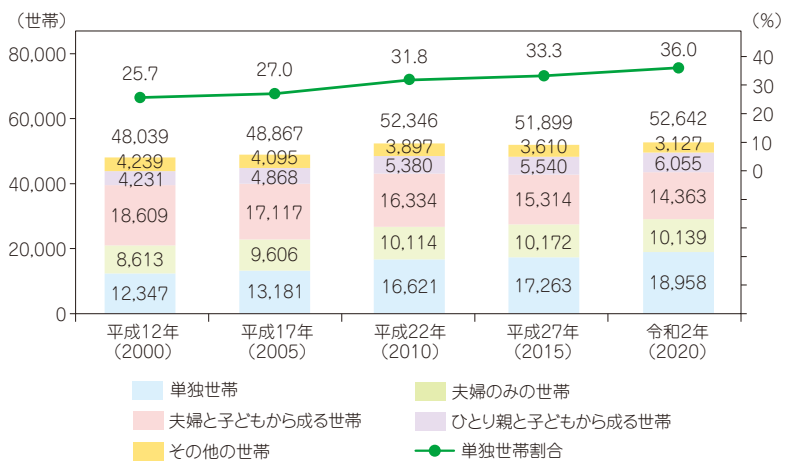
- 近年、市の総人口は減少で推移しており、令和5年1月1日時点で117,294人です。
- 高齢化率は令和5年1月1日時点で27.5%です。



資料：総務省「住民基本台帳」各年1月1日時点

(2) 世帯の状況

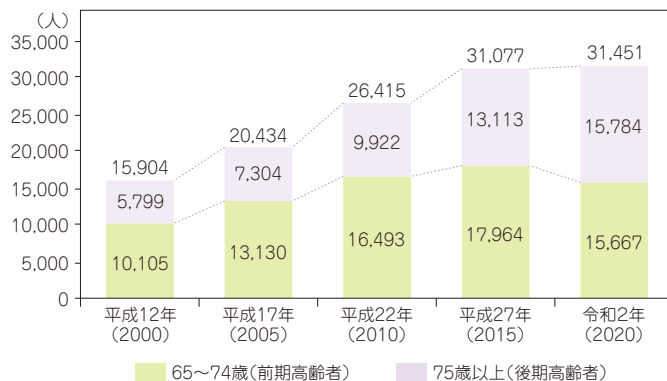
- 市の一般世帯数（施設等に暮らす世帯以外の世帯）のうち単独世帯は増加で推移しており令和2年時点で36.0%です。
- 「父子・母子世帯」（20歳未満の子どもがいるひとり親世帯）は、平成22年をピークに減少傾向にあります。



資料：総務省「国勢調査」

(3) 高齢者の状況

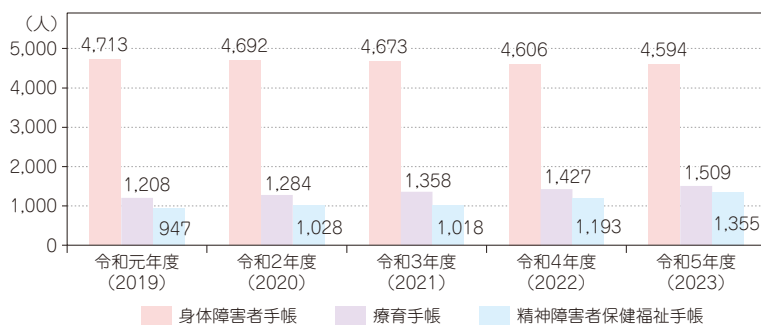
- 市の高齢者数は、平成27年から令和2年は微増となりましたが、後期高齢者数は増加しています。
- 高齢者のいる世帯については「単独世帯（高齢者ひとり暮らし）」及び「高齢夫婦のみの世帯（夫婦とも65歳以上の世帯）」数が増加しています。



資料：総務省「国勢調査」

(4) 障害者の状況

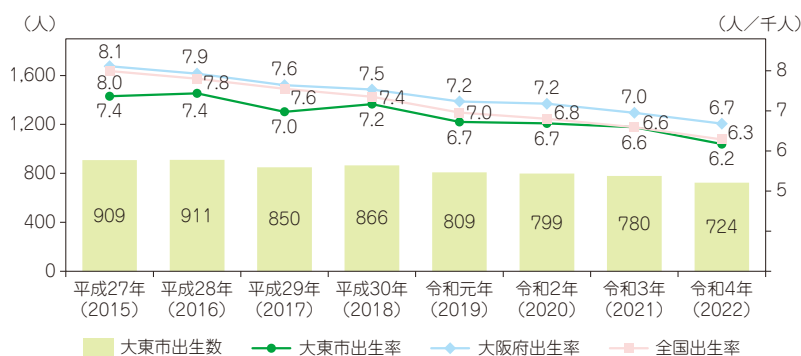
- 市の障害者手帳所持者数について、手帳別に見ると、身体障害者手帳所持者は減少傾向、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。



資料：大東市（各年度4月1日時点）

(5) 子どもの状況

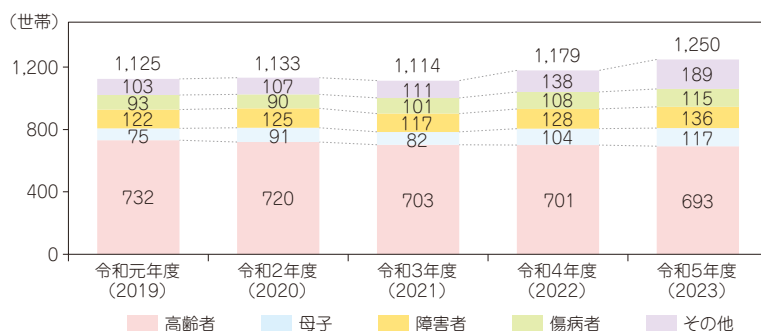
- 市の出生率は、全国及び府と比較してやや低い位置で推移しており、出生数は、令和4年で724人です。
- 市の子どもの人口は、令和2年では20年前の平成12年と比べて、およそ30%減少しています。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

(6) 生活保護等の状況

- 市の生活保護受給者数及び世帯数の総数は、令和3年度までは横ばいでしたが、令和4年度以降は増加しています。



資料：大東市（各年度4月1日現在）





計画の基本理念

みんなで支える 笑顔あふれる地域共生社会

基本理念に「みんなで支える 笑顔あふれる地域共生社会」を掲げ、一人ひとりの人権が尊重され、地域住民がいつまでも住み慣れた地域で安全・安心に笑顔で生活できる「地域共生社会」の実現をめざします。

「地域共生社会」の実現のためには、地域住民同士による福祉活動の強化や、多様で複層的な支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の構築が重要となります。そのため、地域住民同士に助け合い・支え合いの心が根つき、地域住民の誰もが幸せに暮らせる地域づくりをめざして、この基本理念のもとに持続可能な福祉のまちづくりに取り組みます。

計画の基本的な視点

基本的な視点 1 包括的な支援体制づくり

- 支援を必要とする地域住民（世帯）が潜在化することのないよう、ニーズやSOSをキャッチし、適切な支援につなげていくため、高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等の分野ごとの垣根を越えた包括的な支援体制の整備を進めます。
- 地域福祉を担う組織や人材（自治会、こども会、民生委員・児童委員等）に対して、継続した活動を行っていただけるよう、支援に努めます。

基本的な視点 2 必要な情報が人に届く仕組みづくり

- さまざまな支援や制度があるにもかかわらず、その利用につながらない人は情報弱者の場合があります。そのため、多様な媒体による情報発信を充実することにより、必要な情報が適切に届く体制づくりを進めます。
- 行政窓口や相談機関においても、相談者の多様な相談を受け付けて情報を提供するとともに、課題の解決に向けた適切な支援につなげられるよう、人的な体制整備と関係機関との連携強化に努めます。

基本的な視点 3 誰もが暮らしやすいまちづくり

- 公共施設や道路・歩道等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化、移動手段の確保により、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。
- 要配慮者対策をはじめとする防災体制の強化、権利擁護の推進、防犯活動の推進、子どもから高齢者までの交通安全対策の推進等、安全・安心のまちづくりに努めます。
- 生涯にわたって健康的で自立した生活を送ることができるよう、健康増進や介護予防等に努めます。

計画の施策体系

基本理念

みんなで支える 笑顔あふれる
地域共生社会

- 包括的な支援体制づくり
- 必要な情報が人に届く仕組みづくり
- 誰もが暮らしやすいまちづくり

基本目標

1 みんなが安心して
暮らせる
まちづくり

2 誰もが
いきがいのもてる
まちづくり

3 地域の活力
あふれる
まちづくり

施策項目

1-1 相談支援体制と情報発信の充実
1-2 安全・安心のまちづくり
1-3 各種福祉施策の充実

2-1 生涯にわたるいきがいづくり
2-2 心と体の健康づくり

3-1 地域における活動の充実
3-2 セーフティネット機能の強化





基本目標 1 みんなが安心して暮らせるまちづくり

1-1 相談支援体制と情報発信の充実

取組の方向性

- 地域における身近な相談相手として民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の活動の周知を図るとともに、行政窓口、社会福祉協議会、各相談支援機関の機能強化に努めます。また、地域共生社会の理念に基づき、多様な相談内容であっても受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制をめざす取組を推進します。
- 市や社会福祉協議会の広報誌やホームページ、SNS等の多様な媒体を利用し、市民に必要な情報が適切に届く体制づくりを進めます。

- ① 包括的な相談支援体制の充実 ② 情報発信の充実【新規】

1-2 安全・安心のまちづくり

取組の方向性

- 関係機関が連携して地域における日頃からの見守りや声かけ等により、地域の安全・安心の強化を図ります。
- 安心して安全に生活を送るため、地域の避難訓練、防災訓練等の充実や犯罪抑止の体制づくりを進めることにより、地域における防犯・防災意識の向上を図ります。
- 交通ネットワークや住宅・住環境の整備に取り組むことにより、誰もが住みやすい基盤整備に努めます。

- ① 見守り活動の強化 ② 防災対策の充実 ③ 防犯対策の充実 ④ 都市基盤の整備

1-3 各種福祉施策の充実

取組の方向性

- 「大東市子ども・子育て支援事業計画」、「大東市障害者長期計画・大東市障害福祉計画」、「大東市総合介護計画」等の個別計画に基づき、必要とする人が適切なサービスを受けることができるよう、福祉サービス提供体制の充実と質の確保に努めます。
- 経済的に困窮した人や世帯に対して、自立に向けた適切な支援につながるよう努めます。

- ① 子ども・子育て支援施策の充実 ② 障害者支援施策の充実
③ 高齢者支援施策の充実 ④ その他の福祉施策の充実

基本目標 2 誰もがいきがいのもてるまちづくり

2-1 生涯にわたるいきがいつくり

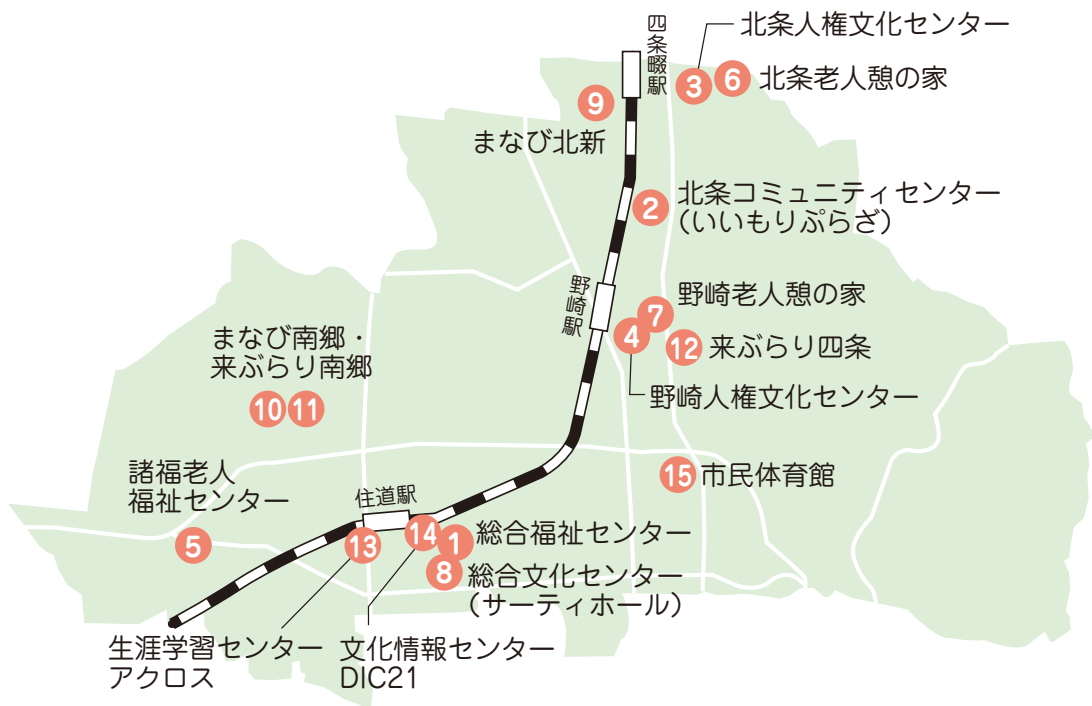
取組の方向性

- 個人の経験を活かして地域での活動や各種ボランティア活動に参加してもらえよう、体制づくりや環境の充実を推進します。
- 生涯学習、芸術・文化活動、スポーツ活動を行う機会の充実と環境整備を行います。
- 就労による社会参加を支援し、自立を促進します。

- ① ボランティア活動の支援 ② 地域福祉活動の担い手への支援
- ③ 生涯学習、芸術・文化活動、スポーツ活動の支援 ④ 就労支援の推進

市内の福祉・生涯学習・文化活動・スポーツ活動施設

生涯にわたるいきがいつくりのために、市内の各種施設をご利用ください。





2-2

心と体の健康づくり

取組の方向性

- 「大東市健康増進計画」に基づき、特定健診や各種がん検診を実施して生活習慣病やがんの早期発見に努め、市民が生涯にわたって健康に暮らせるように支援します。
- 高齢等の理由により要介護状態にならないよう、介護予防に関する取組を充実し、市民が生涯にわたってできるだけ健康で自立して暮らせるように努めます。

- ① 健康づくりの推進 ② 介護予防事業の充実

大東元気でまっせ体操

大東市では、いつまでも元気で過ごすことができるよう、高齢者を対象としたオリジナル体操「元気でまっせ体操」を推進しています。

この体操は「座ってする体操」、「立ってする体操」、「寝てする体操」の3つがあり、自身の状態に合わせて効果的な運動ができます。

定期的を実施している市民グループが各地域にありますので、お近くのグループに是非ご参加ください！



基本目標 3

地域の活力あふれるまちづくり

3-1

地域における活動の充実

取組の方向性

- 地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動を推進する小地域ネットワーク活動を推進し、居場所づくりや地域活動の活性化を図ります。
- 地域の新たな福祉課題を把握して、その課題解決に向けた取組を進めます。

- ① 小地域ネットワーク活動の充実 ② 新たな福祉ニーズの把握

お茶のみ休憩所（まちかどサロン）

気軽に立ち寄り、お茶を飲みながらゆっくりおしゃべりができる憩いの場です。地域住民による運営で大東市社会福祉協議会が運営の協力をしています。
どなたでもご利用可能です！



中学校区	名称
谷川	いこか
住道	太陽会
大東	ほっと
四条	ゆったり
南郷	たいし縁
深野	ゆっくり



3-2 セーフティネット機能の強化

取組の方向性

- 住み慣れた地域で誰もが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、また、支援を必要とする人が地域の中で孤立することのないよう、状況を把握して支援が行き届くように努めます。
- 配偶者等に対する暴力や高齢者・障害者・子ども等への虐待防止に向け、通報・相談体制の充実を図るとともに、関係機関による情報共有により、早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。
- 認知症や、知的障害、精神障害等により判断能力の低下した人の意思決定を支え、自らの財産や権利を守るよう、成年後見制度の利用促進等により権利擁護を推進します。
- 犯罪をした者等の生活や就労環境の改善等、再犯防止の取組を進めることにより、犯罪が犯罪を招く負の連鎖を断ち切ることにつなげます。

- ① 様々な困難を抱える人への支援【新規】
- ② 虐待や暴力の防止
- ③ 権利擁護の推進 ※「成年後見制度利用促進基本計画」
- ④ 再犯防止の取組の推進【新規】 ※「再犯防止推進計画」
- ⑤ 事業者、市民活動団体のネットワーク化の促進
- ⑥ 広域的な連携による地域活動の促進





社協内のボランティアセンター

大東市社会福祉協議会は、ボランティアに関する総合相談窓口である「ボランティアセンター」を設置しています。

ボランティア活動の拠点として、ボランティア活動をしたい人やボランティアをを求める人等の様々な相談に応じています。



大東市社協の
オリジナル
キャラクター
「ボラーナ」

● 大東市社会福祉協議会による様々な支援内容

相談・派遣	ボランティア活動をしたい人の相談
	ボランティアを必要とする人の相談
	ボランティアの登録
	ボランティアの紹介や派遣
支援	ボランティアグループへの支援・協力
	会合や研修などの場の提供
	連絡会や例会などの開催
研修・育成	ボランティア関連の講座、研修会の開催
	講師や専門家、助言者の紹介、派遣
	ボランティア体験プログラムの実施
広報	ボランティア情報紙の発行
保険の窓口	ボランティア保険
	ボランティア・市民活動行事保険
	非営利・有償活動団体保険
	移送中事故傷害保険

● 大東市社会福祉協議会について

社会福祉協議会とは、生涯を通して生き生きとした生活を送り、誰もが安心して暮らせる地域福祉を推進するために、地域住民やボランティア、福祉・保健・医療などの関係機関・団体の協力を求めながら実践していく公共性の高い民間の非営利団体です。社会福祉法に基づいて全国に設置されています。

社会福祉協議会を略して「社協（しゃきょう）」といいます。

【大東市社会福祉協議会の所在地と連絡先】

〒574-0037 大阪府大東市新町13-13 大東市立総合福祉センター内

TEL：072-874-1082 FAX：072-874-1828

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域における困り事や相談などあれば、お住まいの地域の「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」にご相談ください！

事業者名	小学校区	住所	電話番号
特定非営利活動法人 ほうじょう	北条	北条3-10-5 北条人権文化センター内	072-862-3212
特定非営利活動法人 大東野崎人権協会	四条	野崎1-24-1 野崎人権文化センター内	072-879-8810
特定非営利活動法人 あとからゆっくり	四条北・深野	南津の辺町2-21	072-813-7595
社会福祉法人 慶生会 住道	住道北・三箇	三住町2-7 シティワース201号	072-806-2880
社会福祉法人 大東市社会福祉協議会	泉・住道南・ 灰塚	新町13-13	072-874-1082
川村義肢株式会社 暮らしいきいき館	氷野・南郷	御領1-12-1	072-875-8046
社会福祉法人聖心会 ホーリーハート大東	諸福	赤井3-5-11	072-874-1661

第5期 大東市地域福祉計画 概要版

〔発行〕

大東市

〔編集〕

大東市 福祉・子ども部 福祉政策課

住所:〒574-8555 大阪府大東市谷川1丁目1番1号

TEL:072-872-2181 FAX:072-872-2189

〔発行年月〕

令和6(2024)年3月

印刷物番号

5-105